

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課保険企画室）

項 目 名	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>異常危険準備金制度について、火災保険等※に係る租税特別措置法第57条の5第1項に定める積立率のうち、令和6年度末までの「火災・風水害」及び「動産総合・建設工事・貨物・運送」の区分に係る無税積立率の割増措置を延長すること。</p> <p>低水準となっている残高を早期回復し、高額化する保険金支払いを踏まえた残高を確保する観点から各保険区分の取崩単位を一本化するとともに、取崩基準損害率を100分の55（現行100分の50）に引き上げること。</p> <p>「火災・風水害」の区分の無税積立率を100分の12（現行100分の10）に、洗替保証率を100分の40（現行100分の30）に引き上げること。</p> <p>※火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・貨物・運送の各保険をいう。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （▲52,100百万円） （－百万円）

<p>新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>巨大自然災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑かつ確実に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の十分な異常危険準備金の積立を促すことにより、金融サービスの利用者（保険契約者）が安心してそのサービスを利用できること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>損害保険会社は、火災保険等の引受を通じて自然災害リスクを保有しており、巨大自然災害に対して円滑かつ確実に保険金支払いを行えるよう、異常危険準備金の積立を行っている。</p> <p>現行の租税特別措置法において、損害保険会社が積み立てている火災保険等に係る異常危険準備金のうち、「火災・風水害」の区分は正味収入保険料の100分の10（積立率）の損金算入、「動産総合・建設工事・貨物・運送」の区分は正味収入保険料の100分の6（積立率）の損金算入、残高について正味収入保険料の30%まで無税積立が認められている。しかしながら、平成30年及び令和元年に発生した自然災害による保険金支払いが2年続けて1兆円超に上るなど、近年の自然災害の激甚化・頻発化の影響により、保険金支払いが近年増大しており、異常危険準備金は大幅な取崩しを余儀なくされ、その残高は低水準となっているところ、いつ発生するか予測ができない巨大自然災害に備えるため、早急に十分な異常危険準備金残高を回復させる必要がある。</p> <p>本要望は、確実な保険金支払いを確保する観点から、異常危険準備金の積立を税制面で支援し、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、国民経済の発展に資するものであり、必要不可欠な制度である。</p> <p>※平成17年度には、監督会計上のルールとして、損害保険会社に対して、巨大自然災害発生時にも保険金支払余力が確保されるよう新たな自然災害リスク責任準備金制度が導入されている。</p>
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	巨大自然災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、火災保険事業の持続可能性を守り、国民生活と経済社会の安定に資する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	頻発する巨大自然災害の被災者に対し異常危険準備金の取崩しにより、円滑かつ確実に保険金の支払いが行われた。なお、これにより異常危険準備金 3,477 億円（前回要望時の令和3年度から令和5年度までの無税分合計）が取り崩された。令和4年度から、「火災・風水害」の区分は正味収入保険料の100分の10の積立（損金算入）、「動産総合・建設工事・貨物・運送」の区分は正味収入保険料の100分の6の積立（損金算入）が認められたものの、令和3年度から令和5年度にかけて、火災保険等の異常危険準備金残高は886億円の増加（令和5年度末残高3,117億円）、残高率は9.6%から12.4%（+2.8%）の上昇にとどまった。このうち、「火災・風水害」の区分における異常危険準備金残高は97億円の減少（令和5年度末残高1,655億円）、残高率は13.8%から12.1%（▲1.7%）に減少している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	19社
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	異常危険準備金残高を早期に回復し、必要な残高を確保することにより、確実な保険金支払いを可能にし、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資することとなるため有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																		
		要望の措置の妥当性	<p>巨大自然災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の早期・計画的で十分な異常危険準備金の積立に寄与するものであり妥当なものである。</p> <p>これまでも平成3年の台風19号、平成23年の東日本大震災やタイ洪水、平成26年2月の雪害、平成30年の台風21号、令和元年の台風19号等の巨大自然災害が発生しているが、異常危険準備金の取崩しにより円滑かつ確実に保険契約者に保険金を支払ってきている。</p> <p>巨大自然災害に対しては大数の法則が働かないことから、複数年度にわたり収支を均衡させる仕組みとなっている。近年、巨大自然災害の発生が相次いでいる状況に鑑み、今後の巨大自然災害の保険金支払いに備えるためには、大幅に減少した異常危険準備金を早期に積み上げるとともに、様々な巨大災害リスクに対する異常危険準備金を統合一体的に運用し、リスク分散効果を活用することで残高を増やす必要がある。したがって、無税積立率の割増措置の延長及び取崩の一本化、取崩基準損害率の引き上げを要望するとともに、「火災・風水害」の区分の無税積立率、洗替保証率の引き上げを要望するものである。</p>																		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<p>○直近事業年度損金算入額及び益金算入額</p> <table border="1" data-bbox="563 1106 1465 1341"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">火災保険等</th> <th rowspan="2">差引</th> </tr> <tr> <th>損金算入額</th> <th>益金算入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,389億円</td> <td>810億円</td> <td>579億円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1,846億円</td> <td>1,251億円</td> <td>595億円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1,776億円</td> <td>1,415億円</td> <td>360億円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	火災保険等		差引	損金算入額	益金算入額	令和3年度	1,389億円	810億円	579億円	令和4年度	1,846億円	1,251億円	595億円	令和5年度	1,776億円	1,415億円	360億円
年度	火災保険等		差引																		
	損金算入額	益金算入額																			
令和3年度	1,389億円	810億円	579億円																		
令和4年度	1,846億円	1,251億円	595億円																		
令和5年度	1,776億円	1,415億円	360億円																		
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法の条項：第57条の5第1項又は第12項 適用件数：64社 適用額：2,540億円</p>																		
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>巨大自然災害が発生した場合にも、損害保険会社が保険金を円滑に保険契約者に支払えるよう、損害保険会社の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、有効である。</p>																		
		前回要望時の達成目標	<p>巨大災害に係る損害保険会社の保険金支払能力を向上させることにより、国民生活と経済社会の安定に資する。</p>																		

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>巨大自然災害に係る保険金支払いに充てるため、計画的に準備金を各損保会社が積み立てているが、これまで以上に巨大自然災害が発生し、準備金を取り崩して保険金を支払ってきており、損保会社の保険金支払能力向上のため、さらなる準備金の積増しが必要となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>積立率の引上げ（100分の5）については、平成10年度税制改正から継続要望し、平成25年度税制改正において措置され、平成28年度税制改正要望で同措置の延長を要望し、3年間の延長がなされた。その後、令和元年度税制改正要望において積立率の引上げ（100分の6）及び3年間の延長がなされている。</p> <p>令和4年度税制改正要望において積立率のさらなる引上げ（100分の10）を要望したところ、保険の種類が3分割され、無税積立率についても種類ごとに規定された（「火災・風水害」区分：100分の10、「動産総合・建設工事・貨物・運送」区分：100分の6、「賠償責任」区分：100分の2）。</p>